

熊本県警察の会計の監査に関する訓令

平成 16 年 11 月 11 日

本部訓令第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、熊本県警察の会計の監査に関する規則（平成 16 年熊本県公安委員会規則第 5 号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計監査実施計画)

第 2 条 警察本部長は、年度開始前に、当該年度の会計監査実施計画（県規則第 2 条第 1 項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を警察本部会計課長（以下「会計課長」という。）に作成させるものとする。

2 警察本部長は、会計監査を行うに当たり、会計監査実施計画により難しい特別な理由があるときは、これを変更することができる。

(監査の実施)

第 3 条 警察本部長は、会計課長に会計監査を行わせるものとする。

2 会計課長は、会計監査を行うに当たり、補助者を置くことができる。

(説明の要求等)

第 4 条 会計課長は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めるものとする。

(対象所属の長の措置)

第 5 条 会計監査の対象所属の長は、県規則第 5 条第 1 項の指示を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

(実施状況の結果報告)

第 6 条 会計課長は、会計監査終了後、速やかに、会計監査の結果を警察本部長に報告しなければならない。

2 県規則第 6 条第 1 項の報告は、4 月末日までに行うものとする。

附 則

この訓令は、平成 16 年 11 月 11 日から施行する。